

作成日 : 2016 年 11 月 1 日

エジプト・アラブ共和国
Arab Republic of Egypt

特許庁の所在地 :

(特許・実用新案の場合)

科学研究技術院、エジプト特許庁

ASRT, Ministry of Scientific Research /Egyptian Patent Office

101, Kasr El Ainy Street, P. O. Box 11516 Cairo

TEL: (20 2) 2792 1272/1291 FAX: (20 2) 2792 1273

Email: patinfo@egypo.gov.eg

Website: www.egypo.gov.eg

(意匠・商標の場合)

通商産業省/商業登録局/商標庁

Ministry of Trade and Industry/Commercial Registry

Trademarks Office, El Kalaa 12, Cairo

TEL: (20 2) 2672 0452/275 9812 FAX: (20 2) 2672 0453/918 6014

Email: commercialregistry@gmail.com

Website: www.mfti.gov.eg

目 次

〈共通情報〉

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス方法

〈特許制度〉

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

〈実用新案制度（存在する場合）〉

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等の説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

〈意匠制度〉

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

〈商標制度〉

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (3) 特許協力条約 (PCT)
- (4) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (5) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (6) 商品及びサービスの国際分類に関するニース協定 (Nice Agreement)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (Madrid Agreement)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (9) 意匠の国際登録に関するハーグ協定 (Hague Agreement)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細な説明があります。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

日・エジプト PPH については、以下を参照下さい。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/japan_egypt_highway.htm

3. 現地代理人の必要性有無

エジプト国内に居所または事業拠点を有していない出願人は、エジプトにおける代理人を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

団体は存在しないとのことです。

5. 出願言語

英語又はアラビア語です。

6. その他関係団体

JETRO CAIRO, 7th Floor, World Trade Center Cairo, 1191 Corniche El Nil, Cairo, Egypt
TEL: 20-2-2574-1111 FAX: 20-2-2575-6966

7. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.egpo.gov.eg>

特許制度

1. 現行法令について

知的財産権保護に関する 2002 年 6 月 2 日の法律第 82/2002 が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人及び発明者の名称 (氏名) 並びに住所、発明の名称、及び優先権主張の場合、その情報を記載します。

なお、願書は現地代理人がアラビア語で作成し、署名します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) :

① 英語又はアラビア語で提出することができます。

② なお、英語で出願した場合はアラビア語訳文を、アラビア語で出願した場合は英語による訳文を、出願日から 6 ヶ月以内に提出する必要があります。

(3) 要約及び必要な図面 (Abstract & Drawings) :

要約は、英語及びアラビア語を出願時に提出する必要があります。

(4) 委任状 (Power of Attorney) :

① 出願人が署名し、領事認証 (Legalization) を受ける必要があります。

② 出願日から 4 ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment) :

① 発明者が出願人でない場合に必要となります。

② この譲渡証は、領事認証 (Legalization) を受ける必要があります。

③ 出願日から 4 ヶ月以内に提出することができます。

(6) 登記簿抄本又は法人証明書 (Commercial Register) :

① 領事認証 (Legalization) を受ける必要があります。

② 出願日から 4 ヶ月以内に提出することができます。

(7) 優先権証明書 (Priority Document) :

① 優先権を主張する場合に提出が必要です。

② 出願日から 3 ヶ月以内に提出することができます。

(8) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :

優先権証明書の翻訳文を、出願日から 3 ヶ月以内に提出することができます。

3. 料金表 (単位 : エジプト・ポンド (EGP) です。)

(1) 出願料金	150
(2) 審査料金	7,000
(3) 異議申立料金	500

(4) 審判請求料金	250
(5) 年金：	
①2 年度	20
②3 年度	40
③4 年度	80
④5 年度	100
⑤6 年度	150
⑥7 年度	200
⑦8 年度	250
⑧9 年度	300
⑨10 年度	350
⑩11 年度	400
⑪12 年度	500
⑫13 年度	600
⑬14 年度	700
⑭15 年度	800
⑮16 年度	900
⑯17 年度	1,000
⑰18 年度	1,000
⑱19 年度	1,000
⑲20 年度	1,000

4. 料金減免制度について（存在する場合）

出願人が、学生、個人、又は従業員が 10 名以下の場合、減免制度が導入されております。

(1) 出願料金及び審査料金に関しては、学生が出願する場合には免除されます。

(2) 年金に関しては、学生の場合は 10%にまで減額され、個人又は従業員が 10 名以下の場合は 50%減額されます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

一般的な意味での出願公開制度は採用されておりません。

実体審査後、出願が認容された後に特許公報に公告され、公衆の縦覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

- ①審査請求制度は採用されておられません。
- ②但し、出願手続きを完全なものにするために、出願から6ヶ月以内に審査料金を支払う必要があります。

8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願は、実体審査の請求後に、特許要件について審査が行われ、特許付与の決定が行われます。

(1) 方式的要件審査

- ①出願後、方式的要件を満たしているか否か審査されます。
- ②方式的要件を満たしていなかった場合、最終的に出願は無効とされます。

(2) 不登録事由

次のものは発明とはみなされません。

- ①発見や科学的理論、又は算術的方法の場合
- ②人体又は動物体の診断・治療及び外科的方法の場合
- ③公の秩序や道徳に反する場合、又は環境や人体、又動植物の生命や健康を害する恐れがある場合
- ④ソフトウェア関連発明である場合
- ⑤器官、組織、生体細胞、自然の生物学的物質、核酸及びゲノムの場合等です。

(3) 新規性

絶対的新規性 (Absolute Novelty) が採用されています。

- ①出願日又は優先日前に、発明が国内若しくは外国において、使用若しくは他の方法により、公衆に利用可能な状態に置かれていないこと。
- ②出願日又は優先日前に、当業者が実施できる方法で発明が開示されていないこと。

< 新規性喪失の例外の適用 >

出願前6ヶ月以内における国内若しくは国際的な博覧会で発表され、発明が開示された場合に適用を受けることができます。

(4) 実体審査の内容

- ①実体審査を受けるためには、出願日から6ヶ月以内に審査料金を納付する必要があります。
納付しなかった場合、出願は消滅 (Lapse) となります。
- ②上記実体審査においては、以下の要件について審査されます。
 - (a) 出願が、新規であり、進歩性を有し、産業上利用可能性を有する発明で、

新規の工業製品又は新規若しくは既知の産業上の方法の新規な応用に関連するものであるか否か、

- (b) 出願に係る発明が不特許事由に該当するか否か、
- (c) 出願に係る発明が新規性を有するものであるか否か、
- (d) 出願に係る発明が発明の単一性の要件を満たしているか否か、
- (e) 所謂、当業者が発明を実施できるように記載されているか否か、
又保護を求める範囲が明確に記載されているか否か、
- (f) 出願に係る発明が微生物に関するもので有る場合、当該生物の特徴を開示しているか、指定された機関に培養菌が寄託されているか否か、
等です。

③発明が上記特許要件を満たしていないと判断された場合、又は追加若しくは補足的な書類が必要であると判断された場合、出願人はその旨の通知日から3ヶ月以内に、意見書や通知書の内容に応じた応答書面を提出する必要があります。

④当該期限内に応答しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

⑤発明が上記特許要件を満たしていると判断された場合、出願が認容され、その旨が特許公報に公告されます。

(5) 補正又は訂正

特許付与前に、明細書、クレーム等の補正をすることができます。

(6) 異議申立て

利害関係人 (Any interested party) は、出願が認容された旨の公告があった日から60日以内に、異議申立ての理由を記載して、特許庁に異議申立てをすることができます。

(7) 特許付与

異議申立てが行われなかった場合、又は異議申立ての理由がなしとの決定がされた場合、特許付与料金を納付することにより特許証が発行されます。

(8) 審判請求

①出願が拒絶された場合、又は審査官の補正要求に対して、不服を有する場合には、通知から30日以内に審判を請求することができます。

②当該審判は審判異議委員会で審理されることになります。

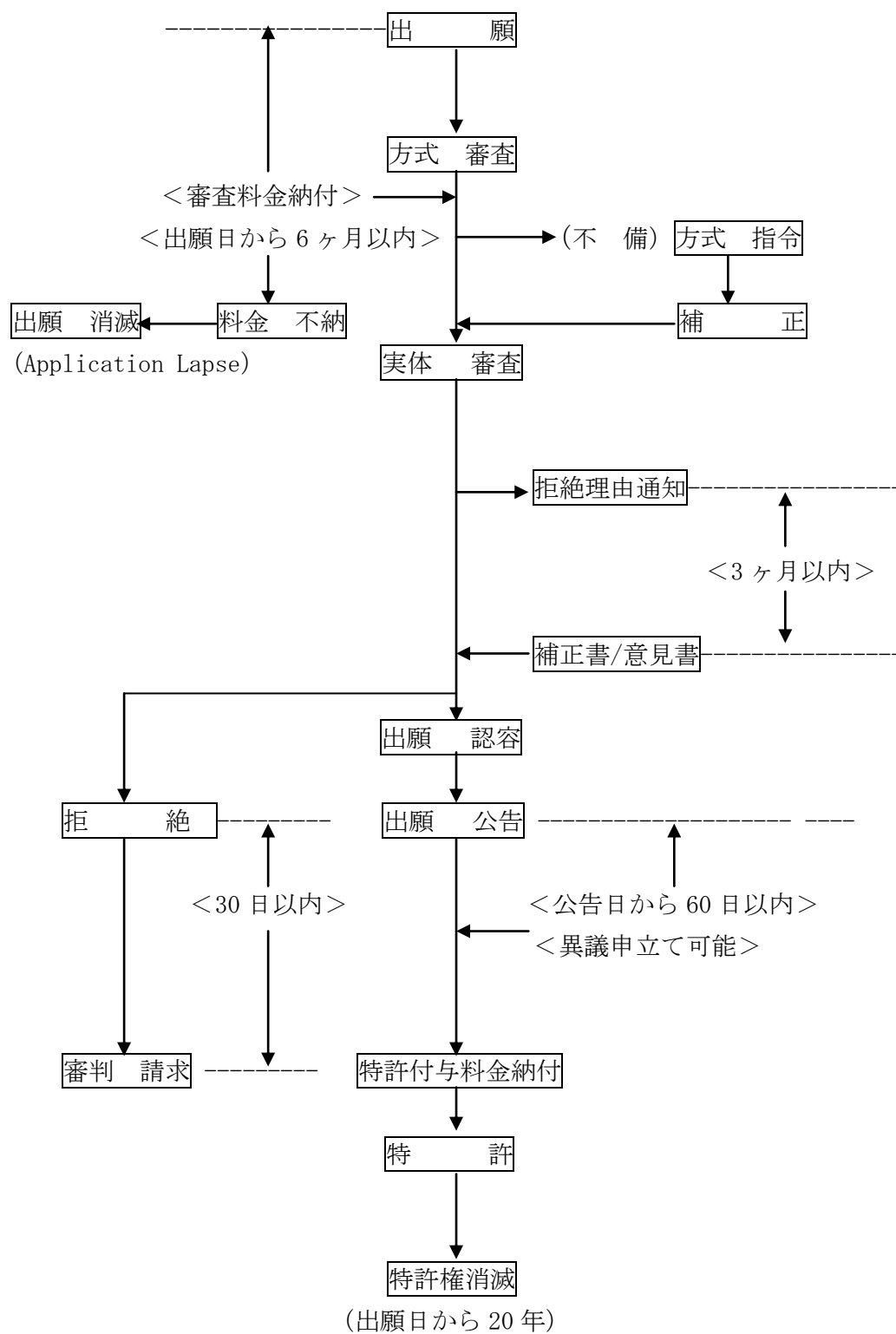
(9) 分割出願

出願処理、又は審査手続中に、分割出願をすることができます。

(10) 早期審査

採用されておりません。

出願から特許までのフローチャート



日本・エジプト特許審査ハイウェイ (PPH)

- (1) 特許庁は、エジプト特許庁との間で、平成 27 年 6 月 1 日より特許審査ハイウェイ (PPH) の試行を開始することに合意しました。
- (2) 従いまして、今後、日本で特許になりうると判断された出願について、申請によりエジプトにおいて簡易な手続きで早期審査を受けることができます。
なお、PPH 試行プログラムの試行は、2015 年 6 月 1 日から 2 年間で、2017 年 5 月 31 日に終了するとのことですが、延長される可能性があるとのことです。

1. 申請要件：

- (1) エジプト出願 (PCT 出願の国内移行出願も含む) が、
日本出願に基づいてパリ条約に基づく優先権を主張している出願であること。
<例えば>
 - ① 最初の出願が日本出願で、その日本出願の優先権を主張したエジプト出願の場合
 - ② 最初の出願が日本出願で、その日本出願の優先権を主張した PCT 出願からエジプトの国内移行した出願の場合
或いは、エジプト出願 (PCT 出願の国内出願も含む) が、優先権主張を伴わない PCT 出願の国内移行出願等であること。
<例えば>
 - ① 最初の出願が PCT 出願で、エジプト及び日本が国内移行した出願の場合
 - ② 最初の出願が PCT 出願で、エジプト出願がその PCT 出願の優先権を主張した出願であり、且つ、PCT 出願で指定国として日本が国内移行した出願の場合
なお、日本の実用新案に基づく申請には適用されません。
- (2) 対応する日本出願が、特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
なお、請求項は、出願が特許査定となっていない場合でも、最新の「局通知」において日本の特許庁審査官が当該請求項を特許可能であると特定した時に、“特許可能と判断された” こととなります。
「局通知」には、次のものが含まれます。
 - ① 特許査定、
 - ② 拒絶理由通知、
 - ③ 拒絶査定、
 - ④ 審決上記拒絶理由書において、例えば、或る請求項に係る発明について、現時点では拒絶理由を発見しない旨の記載がされている場合、当該請求項は特許可能とされます。

- (3) エジプト出願のすべての請求項が、日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応していること。又は、十分に対応するように補正されていること。
- (4) エジプト出願が、PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。
- (5) エジプト出願が、PPH 申請時又はその前に、審査請求が行われていること。

2. 提出書類：

以下の書類を PPH 申請に添付する必要があります。

- (1) 日本出願の特許性の実体審査に関するすべてのオフィス・アクションの写し及びその翻訳文
 - ① 翻訳文はアラビア語又は英語です。
 - ② 特許可能と判断された請求項が、AIPN（日本国特許庁のドシエ アクセスシステム）により提供されている場合は、審査官は AIPN を通じて入手可能ですので、請求項の写し及びその翻訳文の提出は不要です。
なお、エジプトの審査官が AIPN により請求項を得ることができない場合には、出願人は必要書類を提出するよう通知されます。
- (2) 日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文
 - ① 翻訳文はアラビア語又は英語です。
 - ② 特許可能と判断された請求項が AIPN により提供されている場合、上記②と同様です。
- (3) 日本出願において審査官が引用した引用文献の写し
 - ① 引用文献が、特許文献の場合、エジプト特許庁も所有していますので、提出を省略することができます。
 - ② 但し、エジプト特許庁が所有していない場合には、審査官の要求により提出する必要があります。
 - ③ 引用文献が、非特許文献の場合、提出を省略することはできません。
 - ④ なお、引用文献の翻訳文の提出は不要です。
- (4) 請求項対応表
アラビア出願のすべての請求項と日本出願の特許可能と判断された請求項との関係を示した請求項対応表です。

9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 出願日から 20 年です。
特許権は、特許付与の日から発生します。
- (2) 維持年金は、出願日から 2 年目に納付する必要があります。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）

- (1) 移行時期：優先日から 30 ヶ月以内です。
- (2) 提出書類：国際出願時の明細書、クレーム、要約、及び図面の文言のアラビア語による翻訳文の提出が必要です。
なお、アラビア語翻訳文は国内段階移行日から 6 ヶ月以内に提出することができます。
- (3) 第 19 条等の補正があった場合：
国際出願時のクレーム及び補正後のクレームの双方の翻訳文の提出が必要となります。
- (4) 第 34 条の補正があった場合：
国際出願時の明細書等及び補正後の明細書等の双方の翻訳文の提出が必要となります。

11. 留意事項

- (1) 審査請求から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：
約 1 年 6 ヶ月から 2 年 6 ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分（特許又は拒絶）までの所要期間：
約 2 年 6 ヶ月から 5 年です。
- (3) 出願の際：
 - ① エジプトへの出願が決定しましたら、先ず現地代理人に対して出願に必要なフォーム類、例えば、委任状や譲渡証の提出の要否、その認証の要否及び提出期間等を、確認しておく必要があります。
中近東やアフリカ諸国に出願する場合に共通して言えることですが、突然上記書類の提出時期や認証の要否について、変更されていることがあるからです。
 - ② 上記との関連ですが、委任状や譲渡証の作成に際し、出願人や発明者の名称・氏名、並びに住所を事前に現地代理人へ連絡し、完全な書類の作成を依頼するのも賢明な方法かと思えます。
こちらでこれらの書類を作成はしたものの、些細な記載の相違により再作成を余儀なくされる場合もあり、提出期間に間に合わない場合も生じる恐れがあるからです。
 - ③ 出願書類を現地代理人に送付した場合には、必ず現地代理人から書類の受け取り通知をもらうようにすべきです。
何らかの理由により、送付したはずの書類が現地代理人に届いていなかった旨の連絡を受ける場合があるからです。
- (4) 中間処理の際：

オフィス・アクションが特許庁から発行された場合には、現地代理人からの当該オフィス・アクションの英訳文だけでなく、オフィス・アクションの現地語による原文も併せて送付してもらうようにすべきでしょう。英訳文だけですと、例えば、応答期限日に誤記等が生じたような場合には、確認する方法がないからです。

(5) 特許付与の際：

特許付与の際には、現地代理人に確定した最終的なクレームの英訳文を送付してもらうように依頼すべきでしょう。

アラビア語その理解が容易でなく、確定したクレームの英訳文を所有することにより、第三者の権利侵害等が生じた場合に迅速な対応が可能になると思われます。

(6) 現地代理人とのコンタクトの際：

種々の理由により現地代理人と電話によりコンタクトをとる必要が生じることがあるかと思えます、

一般的に申しまして、中近東やアフリカ諸国の代理人と電話による連絡はスムーズに行かない場合が多いという印象です。

従いまして、電話をする必要性が生じた場合には、事前に先方の担当者に対して具体的な日時等を取り決めておくことを勧めます。

(7) 最初に出願する義務：

エジプト国内でなされた発明について、最初にエジプト特許庁に出願をしなければならない旨の規定はありません。

(8) 回復：

認められておりません。

実用新案制度

1. 現行法令について

知的財産権保護に関する 2002 年 6 月 2 日の法律第 82/2002 が適用されています。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様です。

(1) 願書 (Request) :

出願人及び発明者の名称 (氏名) 並びに住所、発明の名称、及び優先権主張の場合、その情報を記載します。

なお、願書は現地代理人がアラビア語で作成し、署名します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) :

① 英語又はアラビア語で提出することができます。

② なお、英語で出願した場合はアラビア語訳文を、アラビア語で出願した場合は英語による訳文を、出願日から 6 ヶ月以内に提出する必要があります。

(3) 要約及び必要な図面 (Abstract & Drawings) :

要約は、英語及びアラビア語を出願時に提出する必要があります。

(4) 委任状 (Power of Attorney) :

① 出願人が署名し、領事認証 (Legalization) を受ける必要があります。

② 出願日から 4 ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment) :

① 発明者が出願人でない場合に必要となります。

② この譲渡証は、領事認証 (Legalization) を受ける必要があります。

③ 出願日から 4 ヶ月以内に提出することができます。

(6) 登記簿抄本又は法人証明書 (Commercial Register) :

① 領事認証 (Legalization) を受ける必要があります。

② 出願日から 4 ヶ月以内に提出することができます。

(7) 優先権証明書 (Priority Document) :

① 優先権を主張する場合に提出が必要です。

② 出願日から 3 ヶ月以内に提出することができます。

(8) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :

優先権証明書の翻訳文を、出願日から 3 ヶ月以内に提出することができます。

3. 料金表 (エジプト ポンド (EGP) です。)

(1) 出願料金	150
(2) 審査料金	7,000

(3) 異議申立料金	500
(4) 審判請求料金	250
(5) 年金：	
①2年度	20
②3年度	40
③4年度	80
④5年度	100
⑤6年度	150
⑥7年度	200

4. 料金減免制度について（存在する場合）

出願人が、学生、個人、又は従業員が 10 名以下の場合、減免制度が導入されています。

- (1) 出願料金及び審査料金に関し、学生が出願する場合には免除されます。
- (2) 年金に関しては、学生の場合は 10%にまで減額され、個人又は従業員が 10 名以下の場合は 50%減額されます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

一般的な意味での出願公開制度は採用されておりません。

実体審査後、出願が認容された後に特許公報に公告され、公衆の縦覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

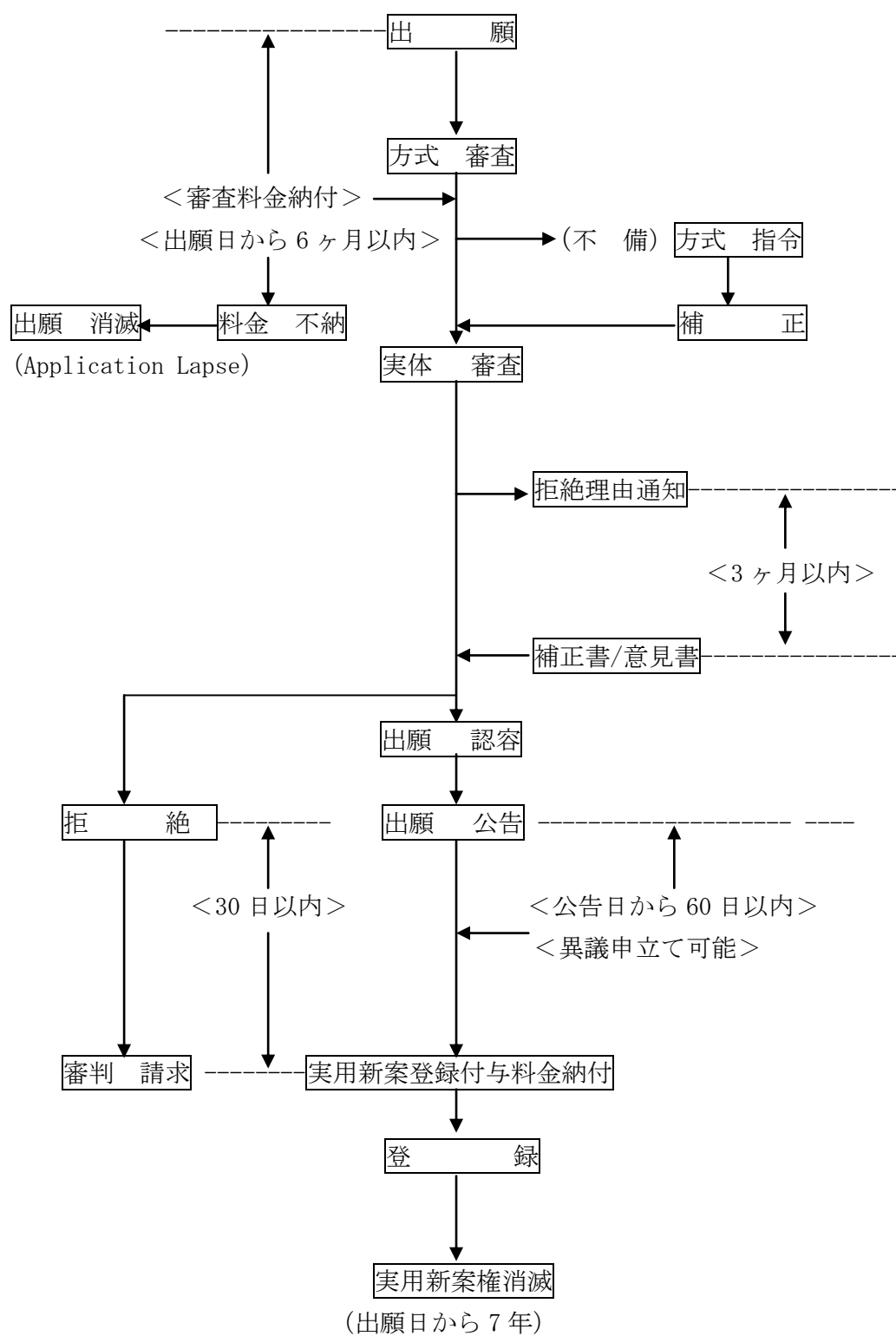
審査請求制度は採用されておりせん。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等の説明）

- (1) 実用新案とは、現在使用されている装置、道具、設備又はそれらの部品の構造又は構成、又はそれらの製品、製造過程又は製造方法、若しくは手段に対して、新たに追加する構成又は構造について付与されると、規定されています。
- (2) 次のものは登録の対象とはなりません。
 - ① 公の秩序や道徳に反する考案、又は環境や人体又動植物の生命や健康を害するおそれがある考案、
 - ② 人体又は動物体の診断・治療方法又は外科的方法、

- ③発見や科学的理論、又は数学的方法、又プログラムや計画、
等です。
- (3)新規性
絶対的新規性が採用されています。
- (4)実体審査
 - ①出願後、方式的要件の審査及び新規性について審査されます。
 - ②特許庁は、先行登録や公開された実用新案等に関する調査を行いますが、
調査報告書は発行しません。
 - ③登録要件を満たした場合には、その後出願は認容され、特許公報に公告され、
公衆の閲覧に供されます。
- (5)補正又は訂正
実用新案登録の付与前に、明細書等の補正を行うことができます。
- (6)分割出願
 - ①実用新案登録出願は、1の考案のみ出願が認められております。
 - ②複数の考案が含まれている場合は、特許庁から分割出願の要請を受けます。
- (7)異議申立て
 - ①出願が認容された場合、出願が公告され、公告日から60日以内に異議申立て
をすることができます。
 - ②異議申立ては、審判異議委員会で審理されます。
- (8)登録
異議申立てがなかった場合、又は異議申立てが却下された場合には、付与手
料の納付後、登録証が発行されます。
- (9)不服申立て
 - ①出願拒絶又は審査官からの補正要求に対して不服を有する者は、当該通知
から30日以内に審判を請求することができます。
 - ②審判は、審判異議委員会で審理されます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 出願日から7年です。

実用新案権は、実用新案権付与の決定日から発生します。

(2) 年金は、出願の2年目から納付する必要があります。

10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について

実体審査が行われますので適用されません。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

特許の場合と、同様です。

12. 留意事項

(1) 審査請求から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：

約1年6ヶ月から2年6ヶ月です。

(2) 出願から最終処分（特許又は拒絶）までの所要期間：

約2年6ヶ月から5年です。

(3) その他：

特許の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

知的財産権保護に関する 2002 年 6 月 2 日の法律第 82/2002 が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人及び創作者の氏名及び住所、意匠に係る物品名、意匠の簡単な詳細、及び優先権を主張する場合は優先権の情報等を、記載します。

現地代理人が作成し、署名します。

複数意匠 ; 1 出願において 50 までの意匠を含むことができます。

(2) 明細書 (Description) :

簡単な意匠の明細書の提出が必要です。

(3) 図面 (Graphical representations) :

(4) 委任状 (Power of Attorney) :

① 出願人が署名し、領事認証 (Legalization) を受ける必要があります。

② 出願日から 6 ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment) :

① 譲受人が出願する場合に必要となります。

② 領事認証 (Legalization) が必要です。

③ 出願日から 6 ヶ月以内に提出することができます。

(6) 登記簿抄本又は法人証明書等 (Commercial Register etc.) :

① 領事認証 (Legalization) が必要です。

② 出願日から 6 ヶ月以内に提出することができます。

(7) 優先権証明書 (Priority Document) :

優先日から 3 ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位 : エジプト・ポンド (EGP) です。)

(1) 出願料金	50
(2) 更新料金	105
(3) 追徴料金 (更新料金)	130

4. 料金減免制度について (存在する場合)

減免制度存在しません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願が認容された後、公告手数料を支払い、その後内容が意匠公報に公告されます。

7. 審査請求制度の有無

全件審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願書類が提出されると、方式的要件、新規性や産業上の利用性等に関する登録性について審査されます。

(1) 意匠の定義

意匠とは、色の有無を問わず、線又は立体の組合せである。

但し、当該組合せ又は形状が新規性のある特別な外観を与え産業上利用可能なものに限ると、定義されております。

(2) 不登録事由

次の意匠は登録を受けることができません。

- ①その形状が基本的に製品の技術又は機能的要件からなる意匠の場合
- ②紋章、宗教上の象徴、エジプト又は他国の旗又は印章を含む意匠の場合
- ③使用が公序良俗に反する意匠の場合
- ④登録商標若しくは周知商標と同一又は類似である意匠等です。

(3) 新規性

- ①絶対的新規性が採用されております。
- ②従いまして、出願に係る意匠が、出願日（又は優先日）前に、世界のいずれかにおいて使用や他の手段により、公衆に利用可能となっている意匠は、登録を受けることができません。

<新規性喪失の例外の適用>

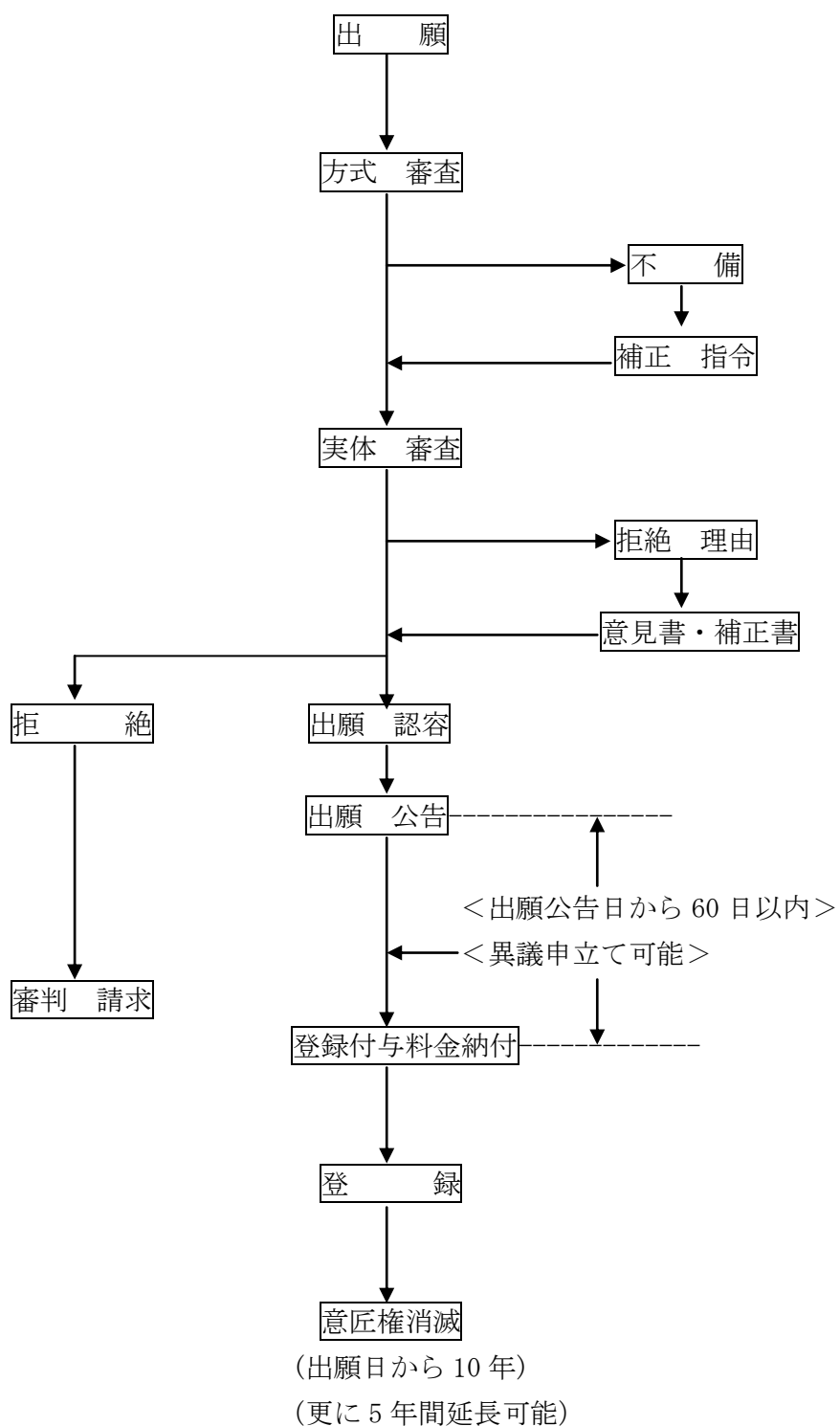
- ①意匠の公表が、国内又は国際展示会又は会議又は科学雑誌において行われた場合には、新規性喪失の例外の適用を受けることができます。
- ②但し、これらの公表が出願前6ヶ月以内に行われた場合に限られます。

(4) 実体審査

- ①新規性等の登録性の審査の結果、審査官が登録要件を満たしていないと判断した場合、オフィシャル・アクションが発行されます。
出願人は、オフィシャル・アクションで指定された期限内に、意見書や補正書を提出することができます。

- ②審査官が登録要件を満たしていると判断した場合、出願は認容されます。
 - ③出願が認容された後、公告料金の支払いが必要となり、納付された後に意匠が意匠公報に公告されます。
- (5) 異議申立て
- 出願が公告された後、公告日から 60 日以内に異議申立てをすることができます。
- (6) 不服申立て
- ①出願が拒絶された場合、拒絶査定のお知らせ日から 30 日以内に審判請求をすることができます。
 - ②審判請求の審理は審判委員会で行われ、審判委員会の決定に対して、決定日から 60 日以内に行政裁判所に上訴できるとされております。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 存続期間は、出願日から10年です。

権利は、意匠権付与の決定日から発生します。

(2) なお、存続期間は更に5年更新することができ、最長出願日から15年となります。

存続期間の更新は、保護期間満了前の1年以内、又は保護期間満了後3ヶ月以内に申請することができます。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は導入されています。

11. 留意事項

(1) 出願からFirst Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：

約1年です。

(2) 出願から最終処分（登録又は拒絶）までの所要期間：

約1年から2年です。

(3) その他：

特許の場合と同様です。

商標制度

1. 現行法令について

知的財産権保護に関する 2002 年 6 月 2 日の法律第 82/2002 が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

- ① 出願人の氏名及び住所、商標、登録により保護を求める商品又は役務の表示及び対応するクラス、優先権を主張する場合は優先権主張等を、記載します。
- ② なお、法律では一出願多区分制を規定していますが (74 条)、商標庁は各クラスにつき、個別に出願することを要求しているとのことです。現地代理人が作成し、署名します。

(2) 商標見本 (Graphical representation) :

(3) 委任状 (Power of Attorney) :

出願人が署名します。

① 領事認証 (Legalization) が必要です。

② 出願日から 6 ヶ月以内に提出することができます。

(4) 優先権証明書 (Priority Document) :

優先日から 3 ヶ月以内に提出する必要があります。

(5) 登記簿抄本又は法人証明書等 (Commercial Register etc) :

① 領事認証 (Legalization) が必要です。

② 出願日から 6 ヶ月以内に提出することができます。

3. 料金表 (単位 : エジプト・ポンド (EGP) です。)

(1) 出願料金 (1 クラス当たり)	50
(2) 公告料金	120
(3) 異議申立料金	250
(4) 審判請求料金	100
(5) 登録料金	110
(6) 譲渡料金	100
(7) 更新料金	100

4. 料金減免制度について (存在する場合)

減免制度は存在しません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願が認容された場合、内容が商標公報に公告されます。

7. 審査請求制度の有無

全件実体審査が行われますので、審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

上述しましたように、法律では一商標多区分制を採用しております。

出願書類が提出されると、商標庁は方式的要件及び登録性について審査します。

(1) 不登録事由

登録を受けることができない主な標識は、次の通りです。

- ①識別力がない標識、又は製品に対する慣習的な標識や記述又は一般的な図柄や画像の組合せである標章
- ②道徳又は公の秩序に反する標章
- ③宗教的性格の象徴と同一又は類似の標章
- ④国家が採用する紋章、旗章若しくはその他の記号、又はその模倣
- ⑤赤十字の記号、それに類似する、及びその模倣である記号
- ⑥本人の同意を得ない個人の肖像又は紋章
- ⑦出願人が自己の権利を立証できない名誉学位の称号
- ⑧公衆に誤認を与えるおそれがある又は混同させるおそれがある、又は商品若しくはサービスの出所その他の質に関する虚偽の標記を含む標章及び地理的表示、又模倣や虚偽の商号を含む標章
- ⑨未登録周知標章と同一の標章で、未登録周知標章と同一の商品について使用する標章
- ⑩他人の既登録商標と同一又は類似する商標で、その指定商品と同一又は類似する商品について使用する商標

(2) 実体審査手続

- ①審査の結果、出願に係る商標が登録要件を満たしていないと判断した場合、審査官はオフィシャル・アクションを発行し、指定期間（通常6カ月以内）を指定して出願人に補正等を求めます。
- ②出願人が補正書等の提出により応答した結果、登録要件を満たしたと判断された場合、審査官は出願の認容を決定します。
- ③一方、応答の結果、依然として登録要件を満たしていないと判断された場合には、出願は最終的に拒絶されます。

- ④出願が認容された場合、当該認容の決定日から6ヶ月以内に公告料金を納付すべき旨要請されます。
- ⑤公告料金が納付された後に、出願は異議申立ての目的のために公告されます。
- ⑥異議申立てがなかった場合、又は異議申立てが理由なしの決定の場合には、登録料金の納付された後に出願人に登録証が発行されます。

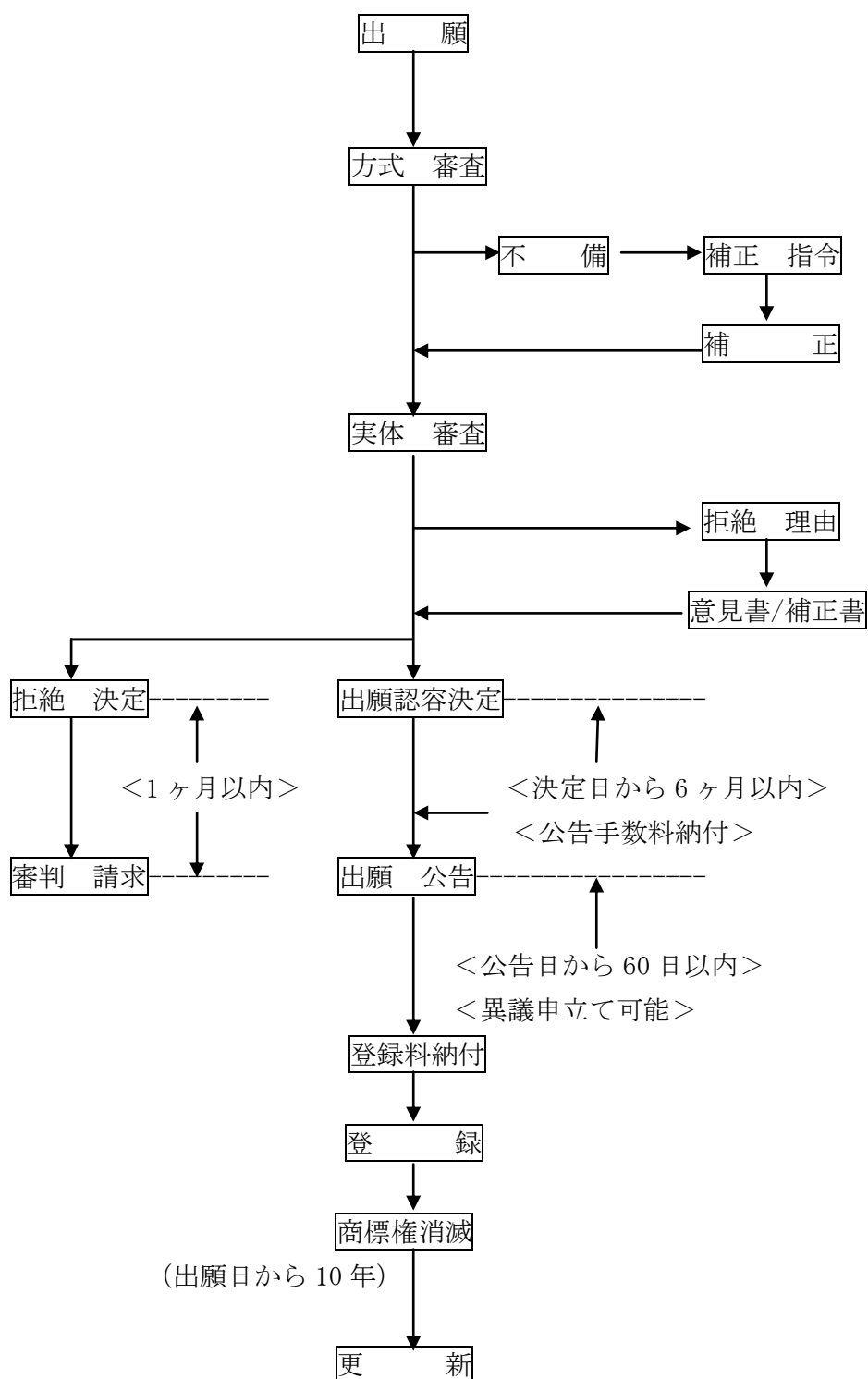
(3) 異議申立て

- ①利害関係人は、出願公告日から60日以内に登録局に異議申立てをすることができます。
- ②登録局は申立書を受領してから30日以内に、異議申立の謄本を出願人に送付します。
- ③出願人は、当該通知を受領してから30日以内に、答弁書を登録局に提出する必要があります。
出願人が答弁書を提出しなかった場合、出願は取下げられたものとみなされます。
- ④登録局は、両当事者から聴聞を行った後、登録を認容するか若しくは拒絶するかの決定を行います。

(4) 審判

- ①出願が拒絶された場合、出願人は決定日から1ヶ月以内に審判を請求することができます。
- ②審判は、異議審判委員会で審理されます。
- ③審決に対して不服がある場合、審決日から60日以内に行政裁判所へ上訴することができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 存続期間は、出願日から10年です。
商標権は、商標権付与の決定日から発生します。
- (2) 商標権の存続期間の更新は、存続期間の最終の年度に行う必要があります。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、商品又はサービスを識別する標識であり、視覚によって認識できる標識とされています。
- (2) 上記定義から商標は、
特有の方式、記号、単語、文字、数字、図案、象徴、指標、刻印、印章、図、彫刻、特有の色の組合せ、又はこれらの要素の組み合わせによって表わされる名称で、使用されているか又は使用される予定であり、特定の産業製品、農業製品、森林製品、鉱業製品又は任意の商品の識別、又は製品又は商品の起源、品質、保証、サービス条件を示すための名称であると、されております。
- (3) 保護される商標の種類
 - ① 色彩商標 (Color marks)
色はその他の色彩又は形状と組み合わせた場合に登録可能とされております。
なお、特定の色彩を主張しないで出願した場合は、すべての色彩について登録したものとみなされます。
 - ② 団体商標 (Collective marks)、③ 証明商標 (Certification marks)、
④ 立体商標 (Three-dimensional marks)、⑤ 連合商標 (Associated marks)
- (4) 新しい種類の商標の保護
例えば、音響商標や匂い商標については、視覚によって認識できる標識に該当しませんので、登録を受けることはできません。

12. 留意事項

- (1) 出願から First Action (拒絶理由通知等) までの所要期間：
約1年です。
- (2) 出願から最終処分 (登録又は拒絶) までの所要期間：
約1年から2年です。
- (3) 不使用取消：
正当な理由なく、継続して5年間、商標権者が登録商標を使用していなかった場合、裁判所は利害関係人の請求により商標登録の取消しを命じることができる

されています。

(4) 国際商標登録：

エジプトは、マドリッド協定及びマドリッド議定書の締約国ですので、これら国際商標登録出願においてエジプトを指定することにより、商標の保護を受けることができます。

(5) 譲渡：

商標権は営業と分離して譲渡することができます。

なお、連合商標の場合は、分離して譲渡することはできません。すべての連合商標を同時に譲渡する必要があります。